総合計画体系下における総合計画・基幹計画・個別計画の進行管理について

■1 総合計画における進行管理のポイント

市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、個別の政策分野を定める個別計画の三層からなります。それぞれ進行管理における役割を分担することで、効率的、合理的な進行管理を行います。

評価は市の自己評価とし、審議会・懇話会等から、これに対する意見を受けて、 最終的に確定します。

● 計画体系のイメージ 総合計画 基幹計画② (共に学び、共に育 つ共育のまち推進プ 基幹計画⑤ 基幹計画③ 基幹計画① (都市デザイン計画 (未策定)) (市民主権プラン (未策定)) (福祉プラン) (環境基本計画) 個別計画 緑の基本計画 • 一般廃棄物処理基本計画 個別計画 個別計画 個別計画 個別計画 地球温暖化対策実行計画 ・景観計画推進プラン * 個別計画ごとの事業については、 別添「環境基本計画 基幹計画事業等一覧表」をご覧ください。

■ 2 進行管理と評価の意味

◇進行管理

評価を通じて、目的・目標の達成状況を確認し、目的・目標の達成に向けた 改善を図る一連の手続きです。(PDCAサイクル)

審議会・懇話会等は、評価結果に対して意見をするとともに、改善に向けた 意見を出していただきます。

◇評価

PDCAサイクルのC (Check) の部分を指します。市が評価を実施し、審議会・懇話会等はこれに対して意見します。

■3 進行管理の全体像(総合計画の進行管理)

◇市全体の計画体系の下、各計画が連動した進行管理

総合計画、基幹計画、個別計画の3層が、それぞれ評価する対象を役割分担 し、施策分野での縦の連携・連動が図られた効率的、合理的な進行管理を行い ます。

ステップ1) 個別計画の審議会・懇話会等が、事業を評価し、さらにその結果を活用して、個別計画の理念等(=基本構想における「取り組みの方向」)を評価します。

環境審議会が 関与するステップ

(個別計画がなく意見聴取する審議会・懇話会等がない事業は、環境審議会にて進行管理を行います。)

ステップ 2) 基幹計画の審議会・懇話会等が、個別計画の理念等の評価結果 を活用して、基幹計画の理念等(=めざすべきまちの姿=基本構想における「5本の柱」の該当する柱)を評価します。

ステップ3) 総合計画審議会が、基幹計画の理念等の評価結果を活用して総合計画の「5本の柱」全体を評価し、予算配分等経営資源の投入に関する視点から意見を出します。

■ 4 評価水準の適正化(均衡化)

多数の審議会・懇話会等が評価を実施することで、評価水準の不均衡が生じる恐れがあります。

全庁的な観点からこれを調整、是正するため、総合計画審議会において、個別計画及び基幹計画の評価結果を横断的に俯瞰して、評価水準の均衡化を図ることとします。